

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年7月20日(2017.7.20)

【公開番号】特開2017-80489(P2017-80489A)

【公開日】平成29年5月18日(2017.5.18)

【年通号数】公開・登録公報2017-018

【出願番号】特願2017-670(P2017-670)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 S

A 6 3 F 5/04 5 1 2 T

A 6 3 F 5/04 5 1 2 X

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 3 5 2 L

A 6 3 F 7/02 3 5 3

A 6 3 F 7/02 3 5 2 N

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体を用いて遊技を行なうことが可能な遊技機に対応して設けられ、貨幣を受付けて遊技媒体を貸与するための処理を行ない、返却操作を受付けたことに基づいて、受け付けられた前記貨幣のうち遊技媒体の貸与に用いられていない残額と、遊技媒体を計数可能な計数装置で計数された計数遊技媒体数とを特定可能な記録媒体を排出可能な遊技用装置であって、

前記計数遊技媒体数と前記残額とを記憶する記憶手段と、

前記計数装置での計数に基づいて前記記憶手段に記憶された前記計数遊技媒体数を更新する更新手段とを備え、

前記残額および前記計数遊技媒体数が前記記憶手段に記憶されているときに、所定操作を受付けたことに基づいて、前記計数遊技媒体数は前記記憶手段に記憶したまま、当該残額を特定可能な残額記録媒体を排出する第1排出処理を実行可能であり、

前記更新手段は、前記第1排出処理により前記残額記録媒体が排出された後であっても、前記記憶手段に記憶されたままの前記計数遊技媒体数を更新する排出後更新手段を含み、

前記排出後更新手段による更新後に、前記第1排出処理により排出された前記残額記録媒体を受付けた場合に、前記残額記録媒体から、更新された前記計数遊技媒体数をさらに特定可能として排出する第2排出処理を実行可能であり、

前記記録媒体は、会員登録した会員遊技者に対して発行される会員用記録媒体と、前記遊技用装置に貯留される一般用記録媒体とを含み、

前記会員用記録媒体が受け付けられている場合には、当該会員用記録媒体を前記残額記録媒体として排出可能であり、

前記会員用記録媒体が受け付けられていない場合には、前記一般用記録媒体を前記残額記録媒体として排出可能である、遊技用装置。

【請求項 2】

遊技媒体が適正であるか否かを判定する適正判定手段をさらに備える、請求項 1 に記載の遊技用装置。

【請求項 3】

前記適正判定手段は、遊技媒体の径が正規の遊技媒体の径であるか否かを判定することによって遊技媒体が適正であるか否かを判定する、請求項 2 に記載の遊技用装置。

【請求項 4】

前記適正判定手段により適正ではないと判定された遊技媒体を貯留する貯留部をさらに備える、請求項 2 または請求項 3 に記載の遊技用装置。

【請求項 5】

当該遊技用装置と対応して設けられ遊技媒体を用いて遊技を行なうことが可能な遊技機を認証するための処理を実行する認証手段をさらに備える、請求項 1 から請求項 4 のいずれかに記載の遊技用装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(1) 遊技媒体(たとえば、メダルM、パチンコ玉)を用いて遊技を行なうことが可能な遊技機(たとえば、スロットマシン1、パチンコ遊技機701)に対応して設けられ、貨幣(たとえば、紙幣)を受け付けて遊技媒体を貸与するための処理を行ない、返却操作(たとえば、返却ボタン114, 752の操作)を受けたことに基づいて、受け付けられた前記貨幣のうち遊技媒体の貸与に用いられていない残額(たとえば、プリペイド残額)と、遊技媒体を計数可能な計数装置(たとえば、計数装置190、各台計数機705)で計数された計数遊技媒体数(たとえば、持ちメダル数、持玉数)とを特定可能な記録媒体(たとえば、会員カード、ビジターカード)を排出可能な遊技用装置(たとえば、メダル貸出機100、カードユニット750)であって、

前記計数遊技媒体数と前記残額とを記憶する記憶手段(たとえば、メダル貸出機100の制御ユニット181のRAM181bに記憶される図20(a)のカードテーブル。メダル貸出機100の制御ユニット181のRAM181b)と、

前記計数装置での計数に基づいて前記記憶手段に記憶された前記計数遊技媒体数を更新する更新手段(たとえば、図30のステップSb25で実行される図35の計数処理)とを備え、

前記残額および前記計数遊技媒体数が前記記憶手段に記憶されているときに、所定操作(たとえば、入金残額取出操作)を受けたこと(たとえば、図40のタッチパネル操作処理のステップSg1でYESと判断され、図41の残額取出処理のステップSh7でYESと判断されること)に基づいて、前記計数遊技媒体数は前記記憶手段に記憶したまま、当該残額を特定可能な残額記録媒体(たとえば、入金残額対応カード、会員カード受付時は、会員カード、非受付時は、ビジターカード)を排出する第1排出処理を実行可能であり(たとえば、図40のステップSg11で実行される図41の残額取出処理のステップSh12, ステップSh13, ステップSh15, ステップSh17)、

前記更新手段は、前記第1排出処理により前記残額記録媒体が排出された後であっても、前記記憶手段に記憶されたままの前記計数遊技媒体数を更新する排出後更新手段(たとえば、図41の残額取出処理のステップSh15での入金残額対応カードの排出後、ステップSh18でビジターカードにそのときの持玉数が反映され、以後、持玉数が更新可能となる)を含み、

前記排出後更新手段による更新後に、前記第1排出処理により排出された前記残額記録

媒体を受付けた場合に、前記残額記録媒体から、更新された前記計数遊技媒体数をさらに特定可能として排出する第2排出処理を実行可能であり（たとえば、図40のステップSg12で実行される図42のカード後挿入処理のステップSj16）、

前記記録媒体は、会員登録した会員遊技者に対して発行される会員用記録媒体と、前記遊技用装置に貯留される一般用記録媒体とを含み、

前記会員用記録媒体が受け付けられている場合には、当該会員用記録媒体を前記残額記録媒体として排出可能であり、

前記会員用記録媒体が受け付けられていない場合には、前記一般用記録媒体を前記残額記録媒体として排出可能である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

(22) 上記(1)から(11)のいずれかの遊技用装置、上記(12)もしくは(13)の遊技用システム、または、上記(14)から(21)の遊技用装置もしくは遊技用システムにおいて、

前記遊技媒体が適正であるか否かを判定する適正判定手段（たとえば、計数装置190のコントローラ190a）をさらに備える。

(22)' 上記(22)の遊技用装置または遊技用システムにおいて、

前記適正判定手段により適正ではないと判定された遊技媒体を貯留する貯留部（たとえば、メダル貯留ボックス194）をさらに備える。

(22)'' 上記(22)'の遊技用装置または遊技用システムにおいて、

前記貯留部に貯留された遊技媒体の貯留量が該遊技媒体の回収を促す第1貯留量に達したか否かを判定する第1判定手段（たとえば、図37のメダル貯留処理のSe7において、制御ユニット181は、メダル情報（図20(c)参照）の総メダル貯留数が第1閾値（満タン）であるか否かを判定する部分）と、

前記第1判定手段が前記第1貯留量に達したと判定したときに前記第1貯留量に達した旨を報知する第1報知手段（たとえば、図37のメダル貯留処理のSe9において、制御ユニット181は、状態報知ランプ111を点灯する部分）と、

前記貯留部に貯留された遊技媒体の貯留量が前記第1貯留量よりも少ない所定の第2貯留量に達しているか否かを判定する第2判定手段（たとえば、図38の締め関連処理のSf2において、制御ユニット181は、メダル情報（図20(c)参照）の総メダル貯留数が所定枚数（第2閾値）以上であるか否かを判定する部分）と、

当該遊技場の営業終了に際して、当該遊技用装置を管理する管理装置から出力された所定の信号を受信したときに、前記第2判定手段により前記第2貯留量に達していると判定されていることを条件に、前記第2貯留量に達している旨を報知する第2報知手段（たとえば、図38の締め関連処理のSf3において、制御ユニット181は、状態報知ランプ111を点灯するとともに、メダル管理コンピュータ550に対してメダル貯留ボックス194の不正メダルの貯留数が所定枚数（第2閾値）以上となっている旨を知らせる通知を送信する部分）とをさらに備える。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

(23) 上記(22)から(22)''のいずれかの遊技用装置を含む遊技用システムもしくは上記(22)から(22)''のいずれかの遊技用システムにおいて、



メダル貯留処理の S e 4 において、制御ユニット 1 8 1 は、メダル情報（図 2 0（c）参照）の総メダル貯留数に 1 を加算する部分）とをさらに備え、

前記貯留媒体計数手段は、前記適正判定手段により適正ではないと判定したときに、前記登録手段により登録された前記第 1 不適正遊技媒体と前記第 2 不適正遊技媒体とを別個に計数する（たとえば、図 3 7 のメダル貯留処理の S e 5 において、制御ユニット 1 8 1 は、自店メダルか否かを判定し、自店メダルである場合には S e 6 に進んで、メダル情報（図 2 0（c）参照）の自店メダル貯留数に 1 を加算し、自店メダルでない場合には S e 1 1 に進んで、メダル情報（図 2 0（c）参照）の偽メダル貯留数に 1 を加算する部分）。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 7 7】

このような構成によれば、遊技用装置に記憶されている計数遊技媒体数を特定可能な計数特定情報または特定情報を特定可能な状態に残額記録媒体を変更する必要性がなくなったことを条件として、記憶されている当該残額記録媒体の記録媒体識別情報が削除される。このため、不要な残額記録媒体の記録媒体識別情報を記憶しておくためのメモリの容量を軽減することができる。

（ 3 6 ） 上記（ 1 ）から（ 3 5 ）のいずれかの遊技用装置または遊技用システムにおいて、

当該遊技用装置と対応して設けられ遊技媒体を用いて遊技を行なうことが可能な遊技機を認証するための処理を実行する認証手段をさらに備える。